

株式会社フィナンシャルドウ

第二種金融商品取引業および投資助言・代理業における苦情処理措置および紛争解決措置について

金融商品取引に係るご相談及び苦情について

当社は、お客様からのご相談及び苦情に対して真摯に対応し、十分な説明責任を果たすとともに、迅速かつ適正に対応するため、「金融商品取引法」第 37 条の 7 に定める金融 ADR（金融分野における裁判外紛争解決制度）の行為規制に対しては、以下のとおり対応いたします。

当社への苦情等の申出先

窓 口	株式会社フィナンシャルドウ
部 署	ストラクチャードファイナンスコンプライアンス部
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-1 岸本ビルヂング 3F
電 話	03-5208-5757
受付時間	月曜日から金曜日 10：00-17：00（祝日等を除く）

金融商品取引業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

当社が加入している「一般社団法人第二種金融商品取引業協会」（以下「二種業協会」という。）及び「一般社団法人日本投資顧問業協会」（以下「顧問業協会」という。）が行う苦情の解決又はあっせんにより金融商品取引業務関連の苦情又は紛争の解決を図ります。

なお、二種業協会及び顧問業協会は、お客様からのご相談及び苦情について、公正・中立で実効的な解決を図るため、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（以下「あっせん相談センター」という。）に正会員及び会員の金融商品取引業務に関する苦情及び紛争解決のためのあっせンを委託しており、受付窓口は以下のあっせん相談センターとなります。

当社は、お客様があっせん相談センターへ苦情解決の申し出若しくは紛争解決のあっせんの申立てを行い、あっせん相談センターより当社に通知のあった場合は、あっせん相談センターの定める規則に従いその解決に努めます。

お客様からのご相談、苦情及びあっせんの申立て受付窓口

名 称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
電 話	0120-64-5005
受付時間	月曜日から金曜日 9：00-17：00（祝日等を除く）

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

証券取引等監視委員会 情報提供窓口 ナビダイヤル 0570-00-3581